公益社団法人全国結核予防婦人団体連絡協議会 財産管理運用規程

(目的)

第1条 公益社団法人全国結核予防婦人団体連絡協議会(以下「この法人」という。)の財産の管理・運用は定款第45条第3項並びに第46条の定めに基づき、この「財産管理運用規程」(以下「この規程」という。)によるものとする。

(適用される財産)

第2条 この規程が適用される財産は、この法人の保有する財産のうち不動産、無体財産権 並びに寄附者の意思若しくは理事会の決議により財産保有形態が指定されている財産を 除くこの法人の裁量により効率的に運用すべき資金をいう。

(運用の基本原則)

第3条 この法人の資金運用について、会長は、善良なる管理者の注意義務を払うとともに、 この法人のために定款及び法令に従い、忠実に職務を執行しなければならない。

(資金区分と運用方針)

- 第4条 この規程が適用される資金運用は、下記各号の資金区分並びに運用方針により行う ものとする。
- (1) 定款第 45 条理事会が基本財産とした財産 基本財産の目的に応じて資産価値の維持を図ることを旨として、最善と考えられる方法 により運用するように努めるものとする。
- (2) その他の資金

資金の積み立て目的、運用可能期間等その資金の特性を勘案し、適正な運用に努めるものとする。

(理事会への報告)

第 5 条 理事会は、資金管理・運用の経過及び結果について少なくとも年1回又は必要に 応じて会長から報告を受けるものとする。

(会長の職務)

- 第6条会長は、理事の中から資金運用執行責任者を任命することができる。
- 2 会長は資金運用執行責任者を監督し、随時報告を求め必要に応じて適切な指示をしなければならない。

(資金運用執行責任者の職務)

- 第 7 条 資金運用執行責任者は、翌事業年度における資金運用の計画を予算編成の理事会 までに策定し、会長の承認を受けなければならない。
- 2 資金運用執行責任者は、資金運用状況及びその結果について把握しなければならない。
- 3 資金運用執行責任者は、資金運用の執行補助者として資金運用担当者を任命することができる。
- 4 資金運用担当者は、第1項に規定する資金運用計画に基づき、資金運用を実行するもの とし、事前に資金運用執行責任者に意見を求め、その結果について随時報告しなければな らない。

(規程の改廃)

第8条この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附則

この規程は、令和 2 年 11 月 17 日より施行する。